

第2章 事業特性に関する情報

第2章 事業特性に関する情報

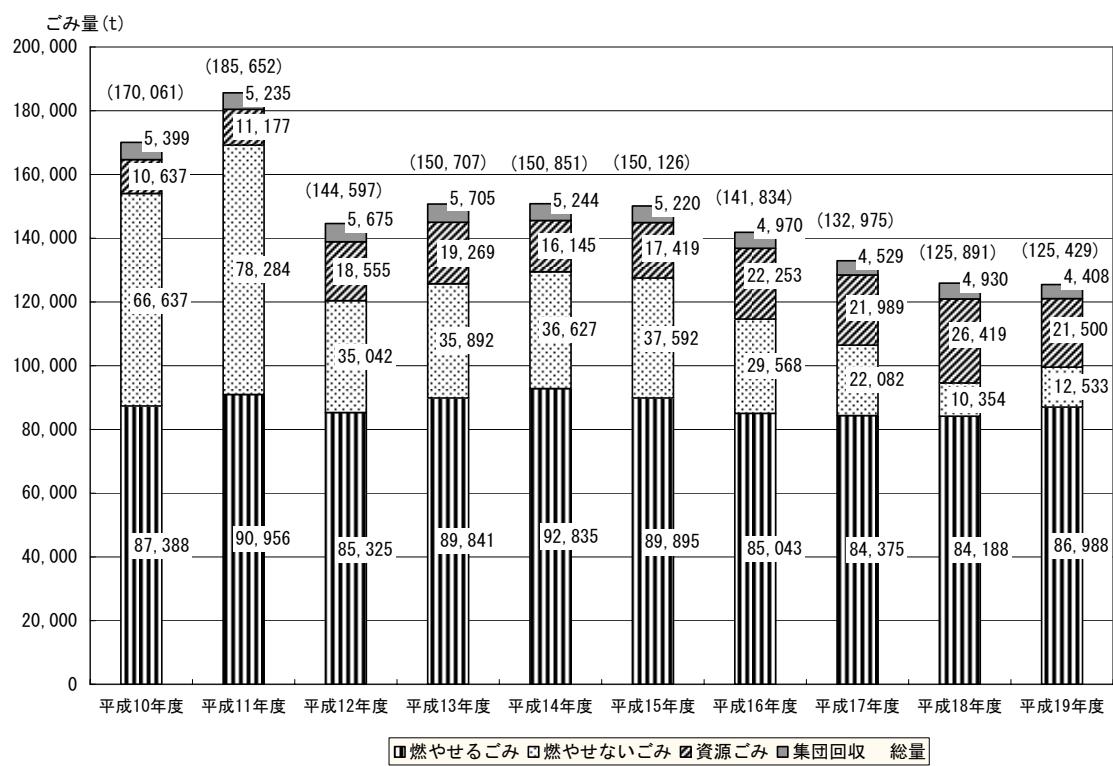
2.1 対象事業の名称

津市新最終処分場等施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2.2 対象事業の目的

2.2.1 本市におけるごみ処理の現状

本市におけるごみ排出量の実績は、津市一般廃棄物処理基本計画（平成21年3月策定）によると、図2.2-1に示すとおり、平成11年度の185,652t/年をピークに減少傾向にあり、平成19年度のごみ排出量は125,429t/年となっている。平成19年度のごみ排出量のうち、燃やせるごみ86,988t/年、燃やせないごみ12,533t/年、資源ごみ21,500t/年、集団回収分4,408t/年となっている。



※：図中（ ）内の数値は、各年度におけるごみ量の合計値を表す。

出典：「津市一般廃棄物処理基本計画」（平成21年3月、津市）

図2.2-1 本市におけるごみ排出量の実績の推移

排出されたごみの処理体系は、図 2.2-2 に示すとおりである。

資源ごみのうち、新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・布類については、直接資源化している。一方、資源ごみのうち金属・カン・びん・ペットボトル・容器包装プラスチックについては、白銀環境清掃センターにて選別等の中間処理を行い、資源化物を回収し、残渣を白銀環境清掃センターにて埋立処分している。

燃やせるごみは、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか及び河芸美化センターにて焼却処理を行っている。各焼却施設から発生する焼却残渣は、三重県廃棄物処理センターにて資源化処理を行っている。

燃やせないごみ及びその他プラスチック（非容器包装プラスチック類）は、白銀環境清掃センターにて、破碎・選別等の中間処理を行い、資源化物を回収し、残渣を白銀環境清掃センターにて埋立処分している。

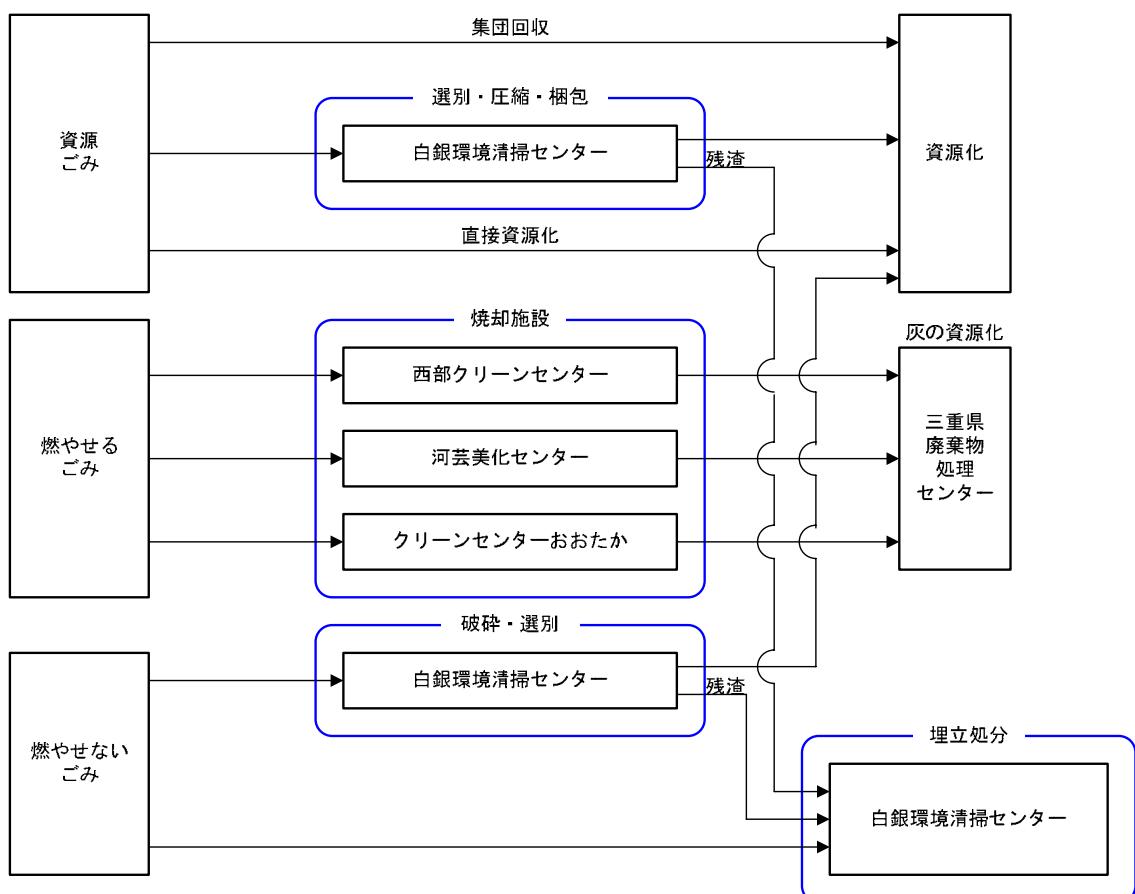


図 2.2-2 本市におけるごみ処理体系の現状

2.2.2 将来におけるごみ処理体系

本市においては、平成21年3月に「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定したが、同計画における基本方針は、以下のとおりとなっている。

① ごみ「ゼロ」社会、意識の向上社会

- ⇒ ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。
- ⇒ 排出されたごみは適正処理を行い、生活環境の保全に努める。

② 持続可能な快適なまち 津

- ⇒ 焼却処理量の削減やエネルギーの有効利用を推進する。
- ⇒ ごみの分別、収集運搬、処理処分等の各工程における最適化を図る。

③ 人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津

- ⇒ 環境への配慮がなされた計画的な廃棄物処理施設の整備を行う。

④ 自主、協働による環境活動の推進

- ⇒ 一般廃棄物処理に関する理解を深め、それぞれの立場での役割を認識し、実行していく。
- ⇒ 市民、事業者、行政の協働体制を確立する。

「津市一般廃棄物処理基本計画」におけるごみ減量化目標値については、目標年度となる平成 29 年度において、1 人 1 日当たりのごみ排出量を 900g/人・日（ごみ減量化目標値として、できる限り廃棄物を出さないライフスタイルへの転換を推進し、平成 19 年度実績 1,133g/人・日に対して、平成 24 年度時点で 11.7% 減の 1,000g/人・日、平成 29 年度の時点で 20.6% 減である 900g/人・日を目標）、リサイクル率を 45.0%（平成 19 年度実績 27.8%）に向上、最終処分量を 8,000t/年（（平成 19 年度実績 15,883t/年に対して 49.6% 減）という数値を掲げている。

この目標を達成するため、中間処理計画においては、中間処理施設の計画的な整備として、「燃やせないごみ及び資源ごみの一部については、『白銀環境清掃センター』で処理を行っている。今後は、リサイクル率の向上及び最終処分量の負荷削減を図るために、より効率的な処理が図られた中間処理施設（破碎・選別処理施設及びリサイクルセンター）の整備を行うものとする。」としている。

また、最終処分計画においては、最終処分に関する目標として、「本市では、燃やせるごみの焼却残渣については全量資源化し、燃やせないごみの処理残渣は、本市の最終処分場で埋立処分を行っている。本市の現最終処分場は使用期限が迫っていることから、引き続き最終処分量の削減を推進するとともに、新最終処分場の早期整備を推進する。」としている。

以上を踏まえた目標年度におけるごみ処理の体系は、図 2.2-3 に示すとおりである。

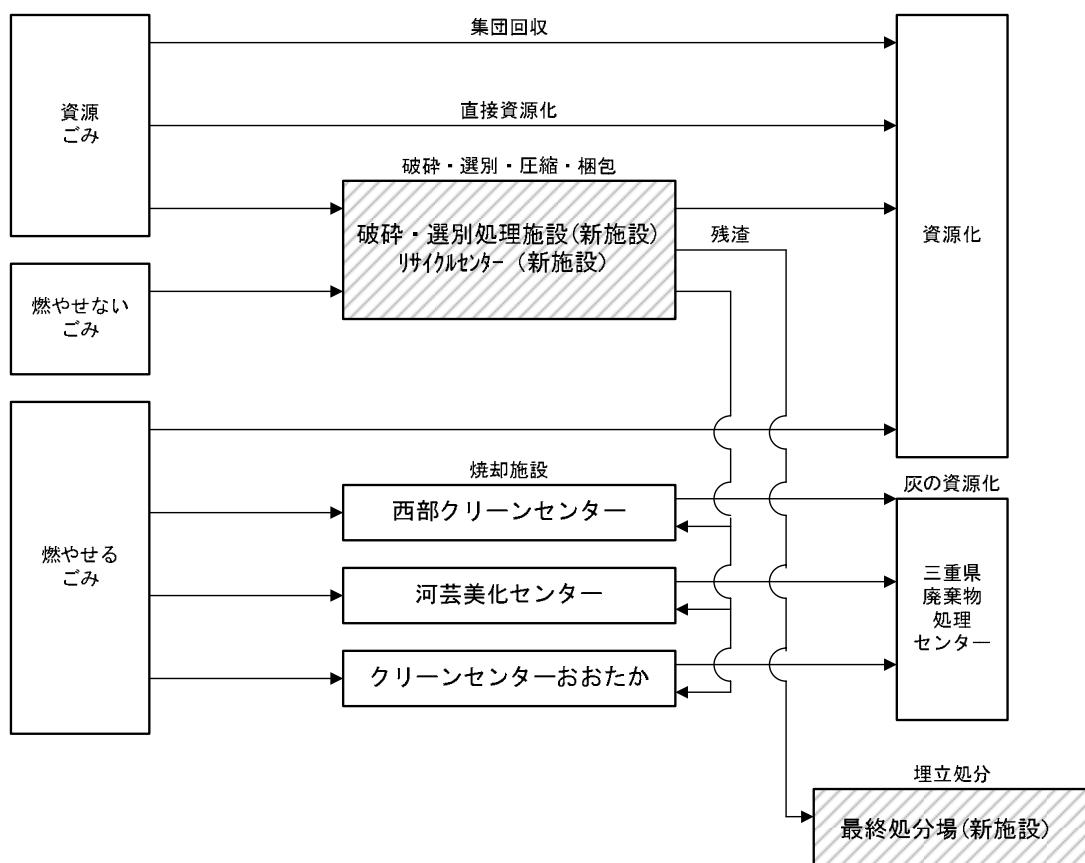


図 2.2-3 本市における将来のごみ処理体系

2.2.3 新最終処分場、破碎選別処理施設及びリサイクルセンター整備の基本方針

「津市一般廃棄物処理基本計画」においては、新最終処分場、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターの整備に関する基本方針として、以下のことが掲げられている。

① その他の中間処理施設の整備に関する基本方針

リサイクル率の向上及び最終処分場の負荷削減を図るため、より効率的な処理が図られた中間処理施設（破碎・選別処理施設及びリサイクルセンター）の整備を行うものとする。また、リサイクル率の向上に伴い、資源物を一時保管するためのストックヤードを必要に応じて計画的に整備していく。

② 最終処分場の整備に関する基本方針

現最終処分場は使用期限が迫っており、新最終処分場の早期整備を推進する必要がある。新最終処分場の整備に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ・新最終処分場の施設整備に当たっては、地域住民の理解・協力が得られるよう協議を進めるとともに、環境に配慮した、安全で安心な処理方式の採用による施設の建設を推進する。
- ・搬入物や埋立前の精選等により最終処分量の削減に努める。

2.2.4 建設地決定までの経緯

本市では、逼迫しつつある白銀環境清掃センターの最終処分場に代わる新最終処分場の早期建設を市の最重要課題として位置づけ、平成19年度に新最終処分場建設の候補地を旧久居・一志地域（久居、香良洲、一志、白山、美杉の各地域）を対象に公募した。

その結果、平成20年度に建設地として「津市美杉町下之川字高山、西狭間地内」に決定した。

同地区を建設地として決定するまでの経緯は、以下に示すとおりである。

【平成19年】

11月22日	新最終処分場建設候補地の公募開始 新最終処分場の建設に候補地と地元の「まちづくり構想」の提案を併せ、公募した。
--------	--

【平成20年】

2月29日	2自治会から計4箇所の応募あり。（地元「まちづくり構想」添付） (美杉町下之川自治会連合会から2箇所、白山町垣内自治会から2箇所) ※各応募候補地及びまちづくり構想の調査を開始
3月3日	候補地選定委員会設置（学識経験者3名により構成）
5月14日	第1回候補地選定委員会（公開） 議題 新最終処分場整備方針及び公募に至った経緯について 新最終処分場に係る応募候補地について
6月3日	候補地選定委員会公開現地視察（公開）
6月12日	第2回候補地選定委員会（公開） 議題 公開現地視察の結果について 応募候補地の調査状況について 候補地選定にあたっての基本的な考え方について
6月26日	第3回候補地選定委員会（公開） 議題 応募候補地の調査状況について 各候補地に関する所見について まとめ（各候補地に対する所見等）
7月9日	候補地選定委員会から候補地選定に係る意見書が市長に提出される。 ※意見書を基に市において候補地の検討を行う。
8月5日	「津市美杉町下之川字高山、西狭間地内」に候補地を決定（次ページの基本的な考え方に基づき、市で判断）
9月12日	市と候補地地元の下之川地区自治会連合会との間で、候補地決定に伴う基本合意として確認書を交換（今後の事業推進について、市と地元との協力体制を確認）
12月30日	美杉町下之川地区自治会連合会との合意により「基本協定」を締結。これにより、「津市美杉町下之川字高山、西狭間地内」を建設地として正式に決定した。

【新最終処分場候補地選定にあたっての基本的な考え方】

- ・概ね 12ha 以上の一団の土地が確保できる見込みがあること。
- ・施設等の建設に際し支障となる土地利用に関する法規制が無いこと。
なお、法規制がある場合は解除できる見込みがあること。
- ・直下に活断層が無いこと。
- ・応募候補地に関する地権者及び周辺地域の理解が得られること。
- ・応募候補地の位置について、処理対象物等の運搬がより効率的に行えること。
- ・応募候補地の地形について、施設整備がより容易に行えること。

2.2.5 今後の進め方

新最終処分場等の施設整備に係る事業スケジュールは表 2.2-1 に示すとおりである。

新最終処分場等の建設に伴い実施する三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きは、平成 21 年度から平成 24 年度までの約 3 年間で行う計画である。

新最終処分場等の建設工事は、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間で行う計画である。その後、平成 28 年度から供用を開始し、15 年間埋立を行う計画である。

跡地利用については、地元と協議しながら検討を行う。

表 2.2-1 対象事業の今後のスケジュール

事業段階	年度								
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H42
環境影響評価手続き	—	—	→						
新最終処分場等の建設工事				—	—	→			
新最終処分場等の供用								—	→

2.3 対象事業の内容

2.3.1 条例に規定する対象事業の種類・内容

種類：廃棄物処理施設の設置の事業

内容：一般廃棄物最終処分場の設置

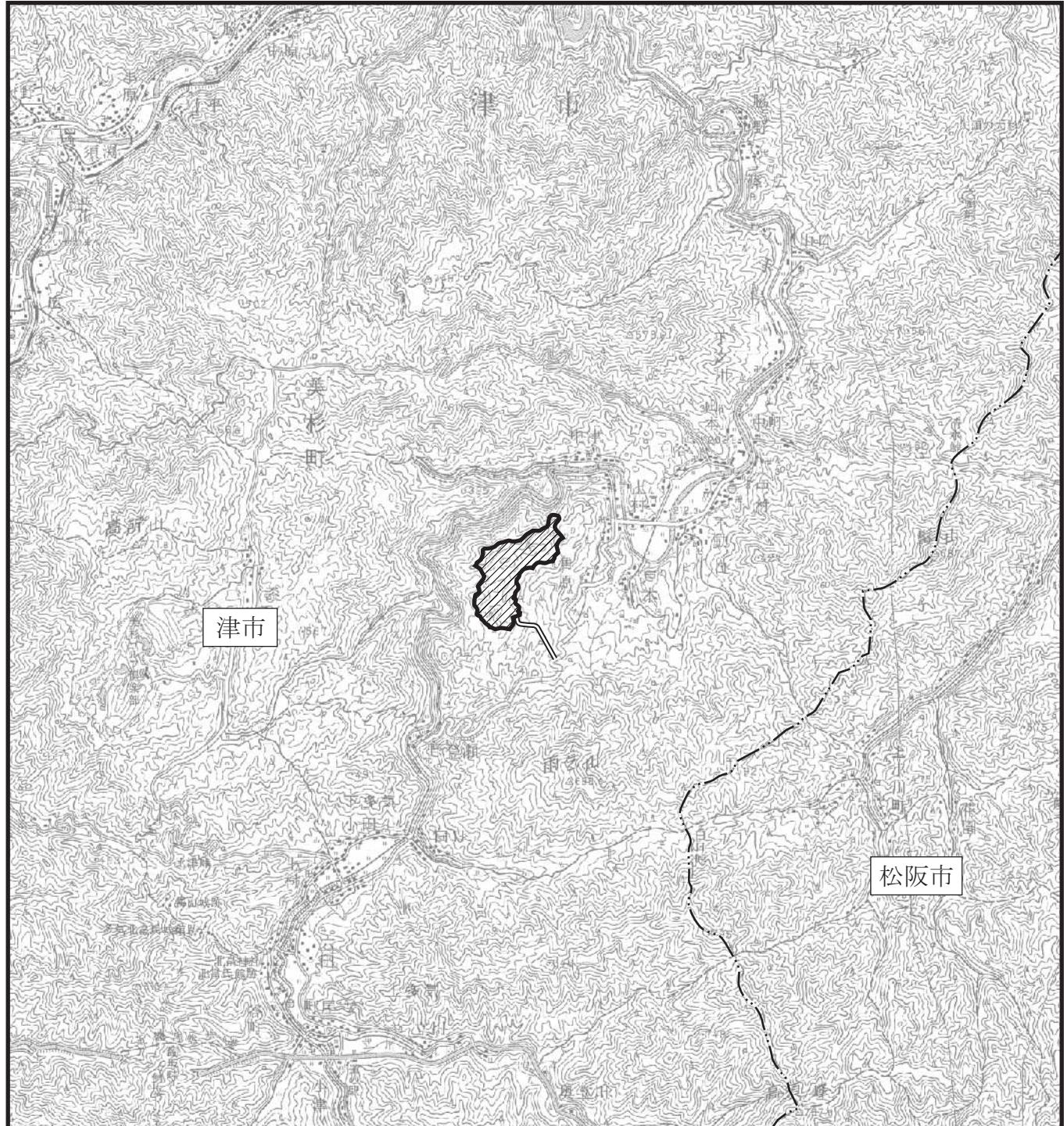
2.3.2 対象事業の規模

本事業では、津市美杉町下之川地内約33haの敷地に、一般廃棄物最終処分場、破碎選別処理施設、リサイクルセンター及びその他施設（環境学習推進施設、公園緑地等）を整備するものである。

このうち、一般廃棄物最終処分場の敷地面積は8.9haであることから、三重県環境影響評価条例の対象事業（一般廃棄物最終処分場の規模要件2.5ha以上）となる。破碎選別処理施設、リサイクルセンター等については、一体的に環境影響評価を行う。

2.3.3 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は、津市美杉町下之川地内に位置し、対象事業実施区域の位置図は図2.3-1に、対象事業実施区域周辺の航空写真は写真2.3-1に示すとおりである。



凡 例

図2.3-1 対象事業実施区域位置図

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

N
1:50,000
0 1 2km



凡 例

写真2.3-1 対象事業実施区域周辺の航空写真

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界



2.3.4 対象事業の内容に関する事項

(1) 土地利用計画の概要

本事業に係る土地利用計画の概要は、表2.3-1及び図2.3-2に示すとおりである。

敷地面積は、約33haであり、このうち一般廃棄物最終処分場面積が8.9ha、破碎選別処理施設用地面積が0.4ha、リサイクルセンター及び環境学習推進施設用地面積が0.4haとなっている。造成区域の周囲には、8.7haの残置森林を設けるとともに、敷地北側には公園緑地として14.8haを確保する。

また、市道多気下之川線から本施設への進入路を設置する。進入路の幅員は9.0m、延長は575mを予定している。

表 2.3-1 土地利用計画の概要

施設等名称	面積 (ha)
一般廃棄物最終処分場	8.9
埋立地	1.6
前処理施設	0.1
浸出水処理施設	0.1
防災調整池	0.5
場内道路（駐車場車路含む）	2.6
緑地、その他広場	3.2
造成法面	0.8
破碎選別処理施設	0.4
リサイクルセンター（管理棟含む）	0.4
環境学習推進施設	
造成区域面積合計	9.7
残置森林	8.7
公園緑地	14.8
うち整備対象区域	7.0
非整備区域	7.8
合 計	約 33
進入路	約 2

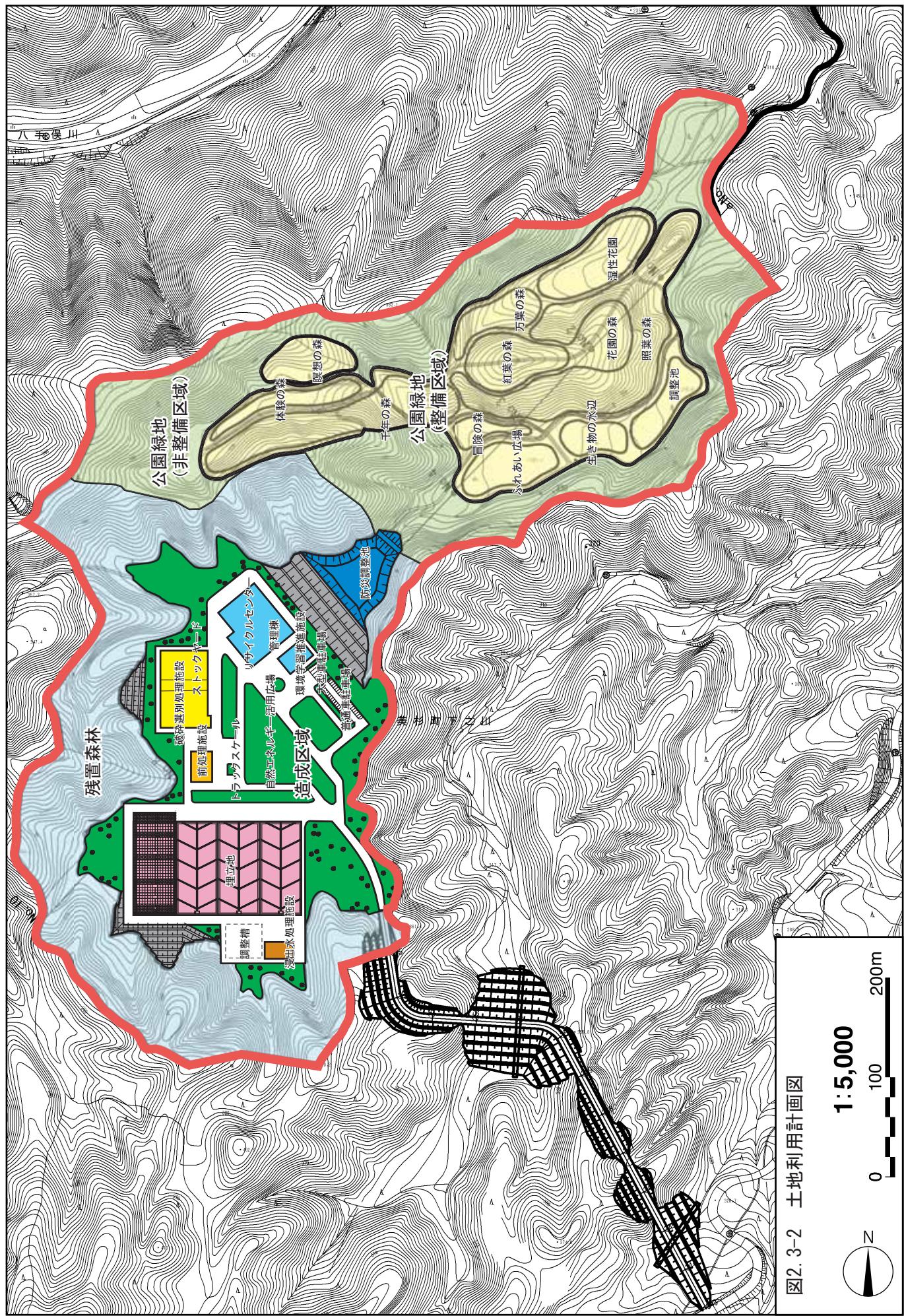


図2.3-2 土地利用計画図

(2) 施設設置計画の概要

1) 廃棄物処理工程の概要

本事業における廃棄物の処理工程は、図2.3-3に示すとおりである。

破碎選別処理施設では、市内で収集される燃やせないごみ、金属、その他プラスチック等を破碎、選別（精選選別）し、金属等を資源化する。選別処理の過程で排出される可燃残渣は、市内3ヶ所の焼却施設（西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター）に搬出し、焼却処理する。不燃残渣は本施設の最終処分場に搬出する。

リサイクルセンターでは、市内で収集される資源ごみのうち、びん、ペットボトル、容器包装プラスチックを選別し、さらにペットボトル、容器包装プラスチックについては圧縮梱包して、資源化する。選別処理の過程で排出される可燃残渣及び不燃残渣は破碎選別処理施設と同様に処理する。

最終処分場では、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターから搬出される不燃残渣等を、前処理として洗浄し、埋立処分する。

2) 廃棄物処理施設の概要

本事業において設置する廃棄物処理施設の概要は、表2.3-2に示すとおりである。

表 2.3-2 廃棄物処理施設の概要

施設名称	設置する施設の概要
一般廃棄物最終処分場	埋立対象物 : 破碎選別処理施設及びリサイクルセンターからの不燃残渣及びガラス・陶磁器等 埋立形式 : クローズドシステム最終処分場 埋立容量 : 180,000m ³ 埋立計画期間 : 15年間 埋立構造 : 準好気性埋立構造 構造パターン : 地下式 浸出水処理 : 循環利用（無放流）
破碎選別処理施設	処理対象物 : 燃やせないごみ、金属、その他プラスチック等 処理方式 : 破碎・選別 処理能力 : 30t/日（5時間稼働） ※ストックヤード併設
リサイクルセンター	処理対象物 : 資源ごみ（びん、ペットボトル、容器包装プラスチック） 処理方式 : 選別・資源化処理 処理能力 : 51t/日（5時間稼働） ※ストックヤード併設

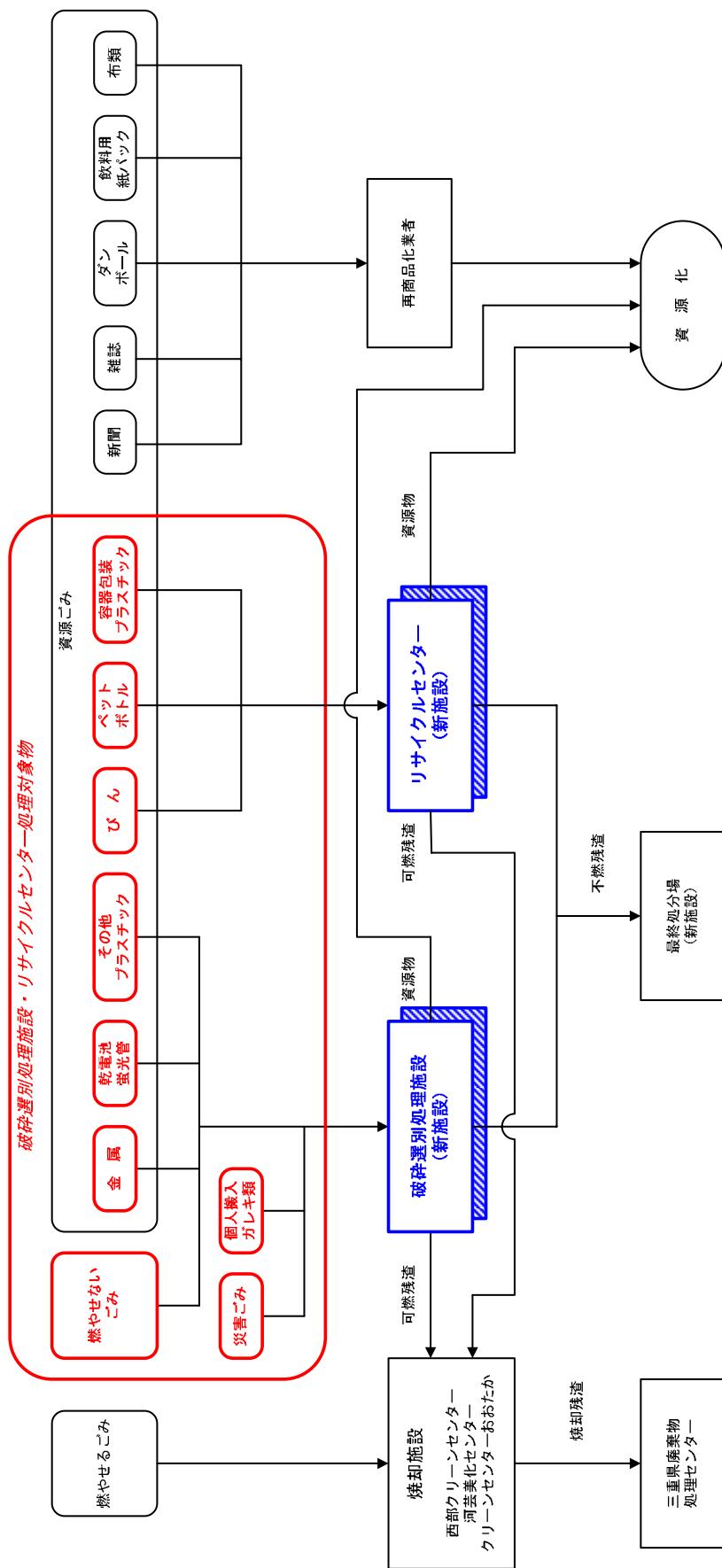


図 2.3-3 将来におけるごみ処理体系

3) 一般廃棄物最終処分場

ア. クローズドシステム処分場とは

本事業で設置する一般廃棄物最終処分場は、循環型社会形成に寄与する「エコ処分場」として整備するものとし、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電設備や、周辺地域と調和した土地利用が可能となるようなクローズドシステム最終処分場とする。

クローズドシステム処分場の概念図は、図2.3-4に示すとおりである。

クローズドシステム処分場とは、管理された閉鎖空間内で、受け入れた廃棄物の環境負荷を低減するよう処理・貯蔵する施設である。屋根で埋立地を覆うことにより、埋立廃棄物の飛散や雨水の流入を防ぎ、景観や地域環境に調和した施設を提供することができる。

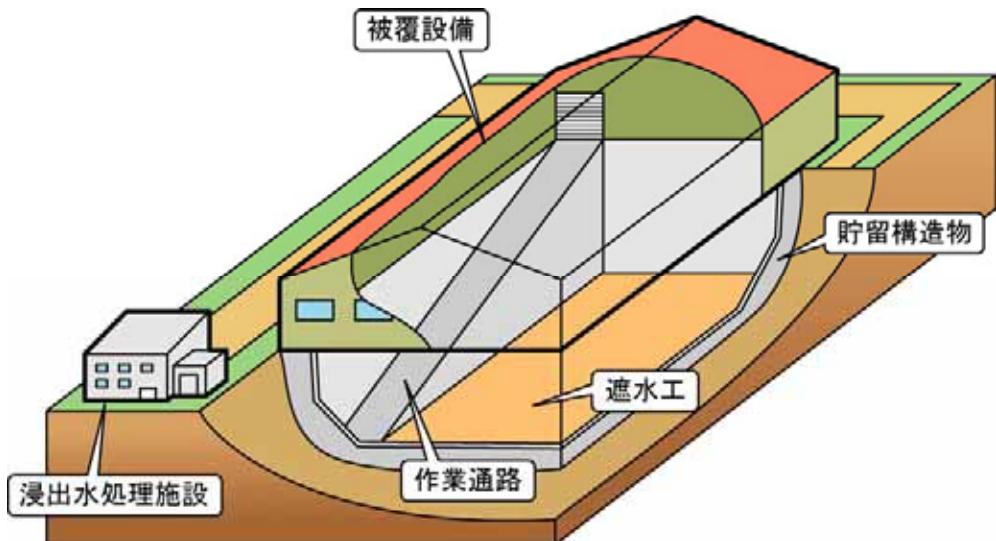


図 2.3-4 クローズドシステム最終処分場の概念図

イ. 処理フロー

本最終処分場における処理フローは、図2.3-5に示すとおりである。

本最終処分場では、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターから搬出される不燃残渣を、一旦洗浄（水洗い）し、有害物及びわずかに付着する有機物を埋立前に除去することにより、処分場の早期安定化を図るとともに、環境汚染のリスクをさらに低下させる。

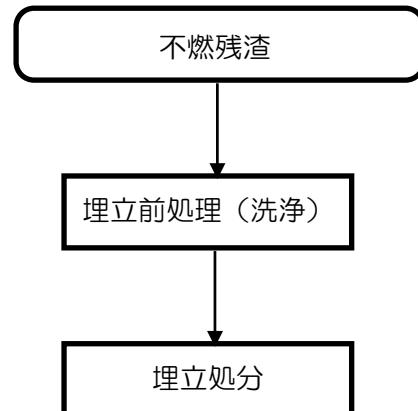


図 2.3-5 最終処分場における処理フロー

ウ. 埋立地の形態、構造及び被覆設備

本最終処分場では、平坦地を造成した後、コンクリートピット部を基盤岩に据え付けるため、地下を掘り込む構造とする。また、最終処分場の埋立中区画を覆う被覆設備は、埋立作業の進捗に応じて順次移動できる構造とする。

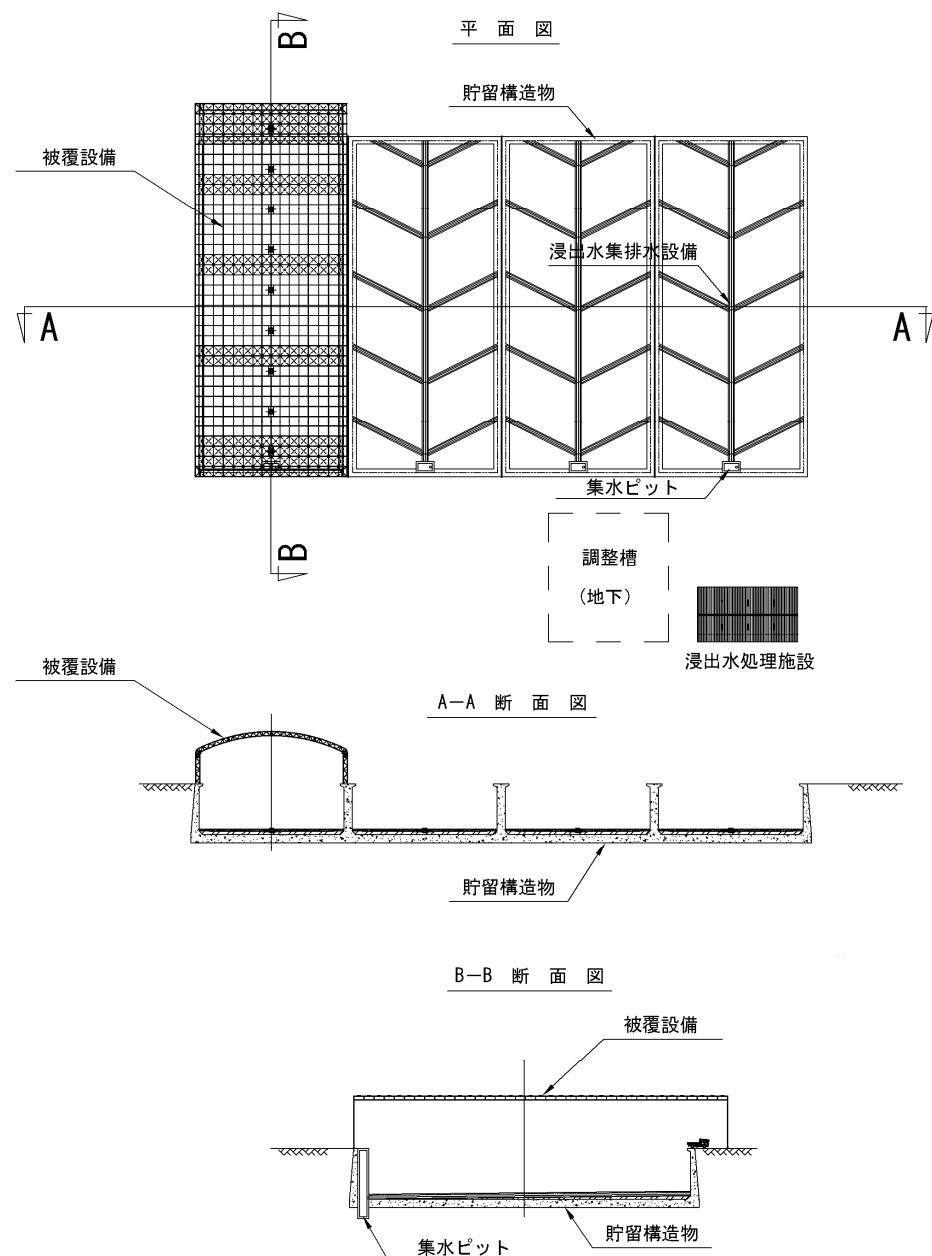


図 2.3-6(1) 埋立地の形態及び構造（平面図、断面図）

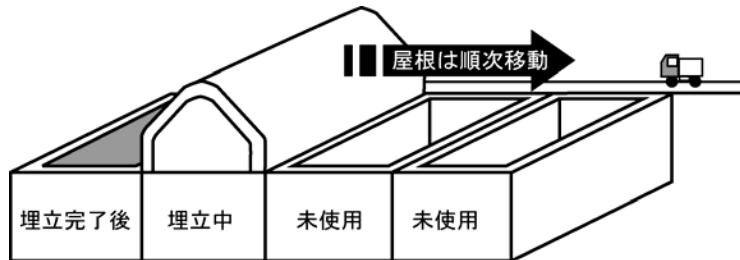


図 2.3-6(2) 埋立地の形態及び構造（被覆設備）



写真 2.3-2 被覆設備の例（平面トラス構造：「賀茂環境センター（東広島市）」）

工. 遮水工

遮水工は、埋め立てられる廃棄物を自然水系から遮断し、浸出水の漏洩による公共用水域及び地下水の汚染を防止し、また、これに起因する周辺環境への悪影響を防止することを目的に設置する。

本最終処分場の遮水工の構造は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」に基づき、貯留構造物としてコンクリートピットを設置すること、漏水検知システムを設置することを考慮して、クローズドシステム処分場での採用実績が最も多い「二重遮水シート」とする。

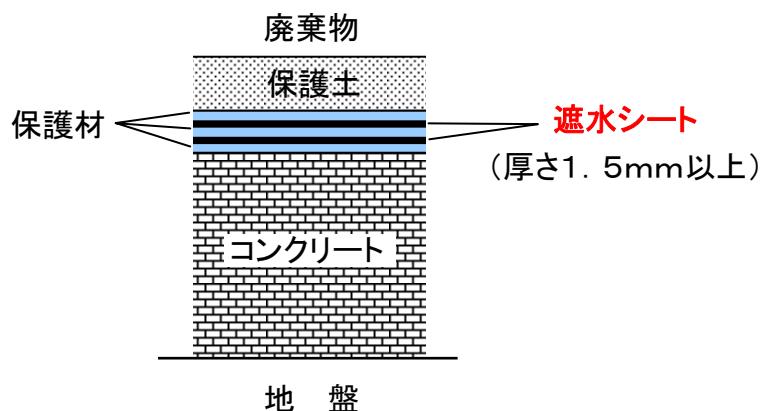


図 2.3-7 二重遮水シートの概略図

才. 漏水検知システム

遮水工が破損した場合、浸出水が漏洩し、周辺環境を汚染するおそれのあることから、漏洩箇所を迅速に検知し、対策を講じるために、漏水検知システムを整備する。

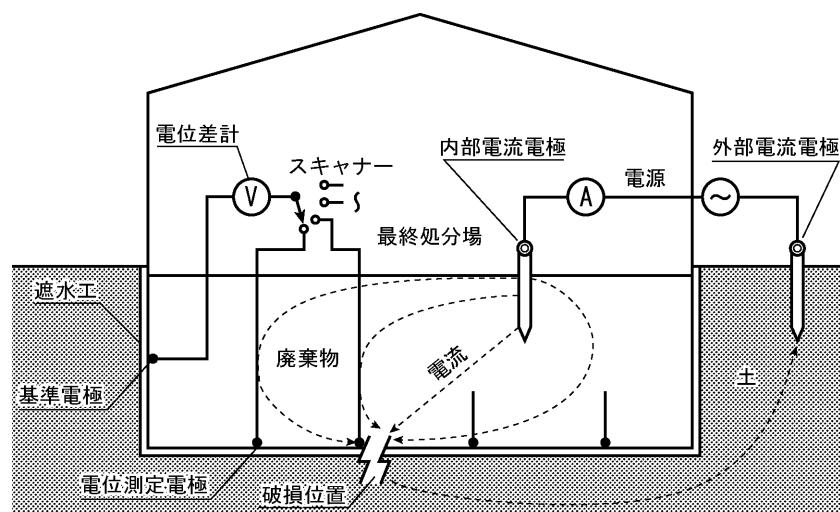


図 2.3-8 漏洩検知システムの例（電気検知システムの場合）

力. 浸出水処理

本最終処分場での埋立中区画および埋立終了区画で発生した浸出水を処理するため、浸出水処理施設を設置する。

本最終処分場では、図2.3-9に示すとおり、処理水を埋立中区画への散水として再利用する。

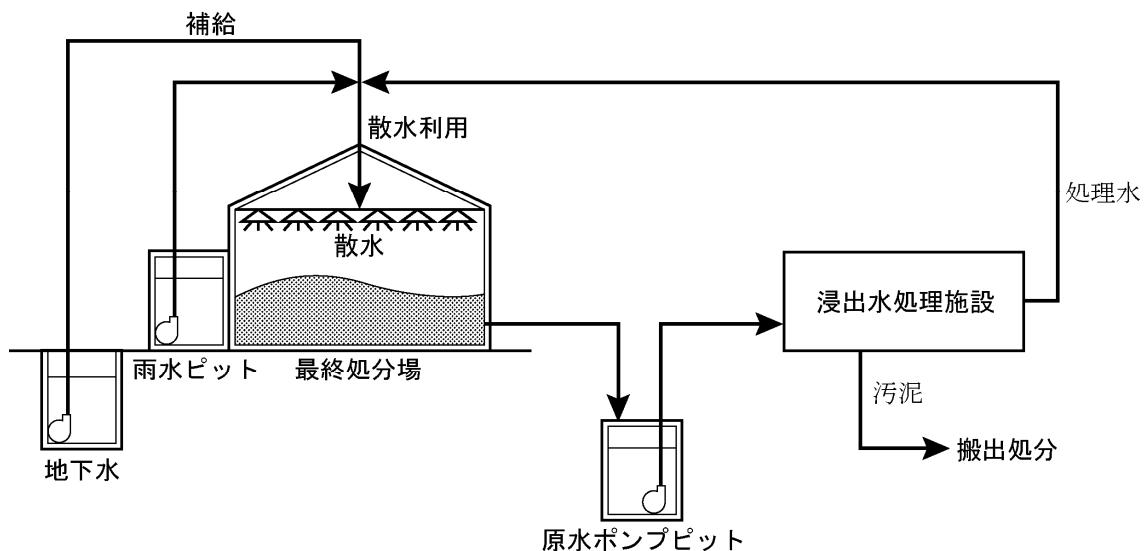


図 2.3-9 循環式浸出水処理システムの概念図

4) 破碎選別処理施設

ア. 処理フロー

破碎選別処理施設では、処理対象物である燃やせないごみ、金属、その他プラスチック等を破碎機により破碎を行い、選別装置により、可燃物、不燃物、アルミ類、鉄類に選別を行う。処理フローの例は、図2.3-10に示すとおりである。

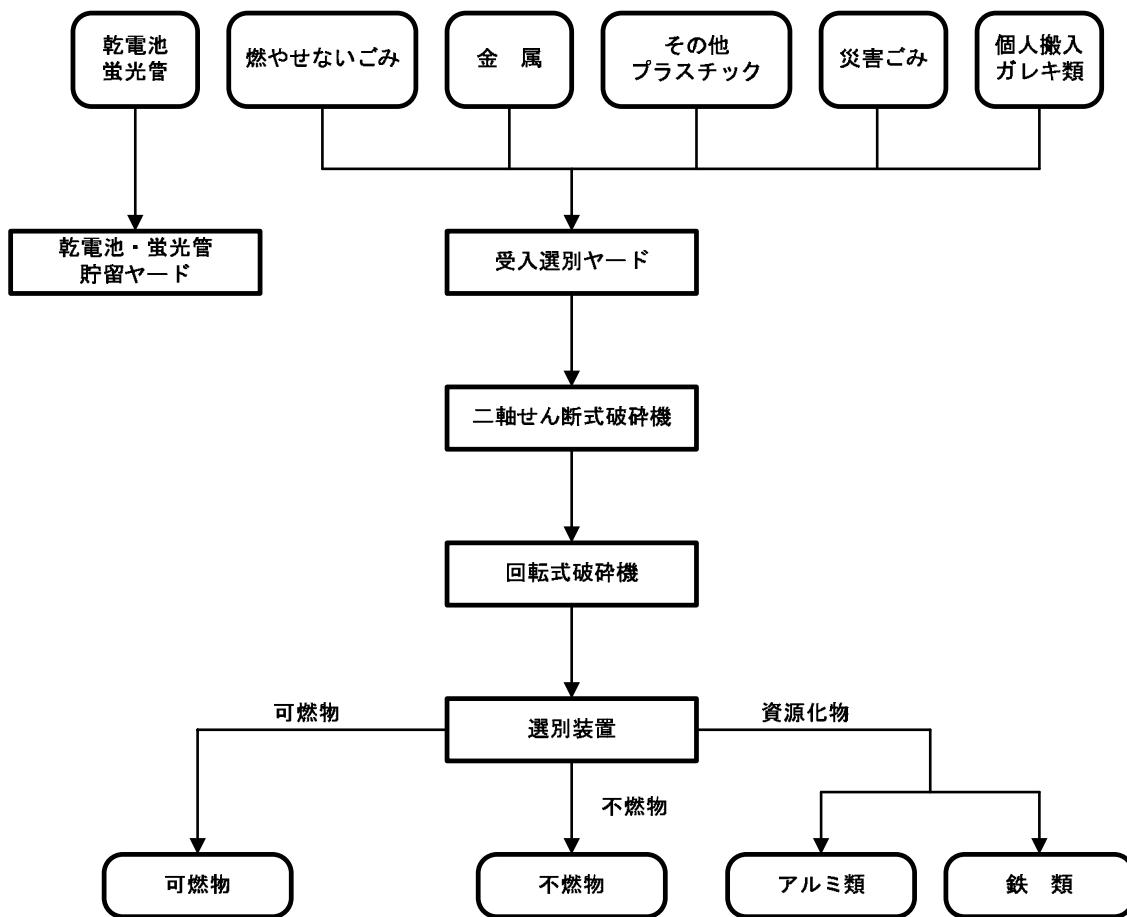


図 2.3-10 破碎選別処理施設の処理フローの例

イ. 施設計画

破碎選別処理施設の用地面積は0.4haを予定している。設置する建物の詳細は未定であるが、上記フロー図に掲げた設備機器を効率的に配置する予定である。

なお、破碎機を設置する破碎機室については、安全対策としてRC造（鉄筋コンクリート造）とするとともに、上部には居室等を設けず、屋上に爆風放散口を設けるものとする。

5) リサイクルセンター

ア. 処理フロー

リサイクルセンターでは、資源ごみであるびん、ペットボトル、容器包装プラスチックを手選別により、資源物と選別残渣に選別を行う。処理フローの例は、図2.3-11に示すとおりである。

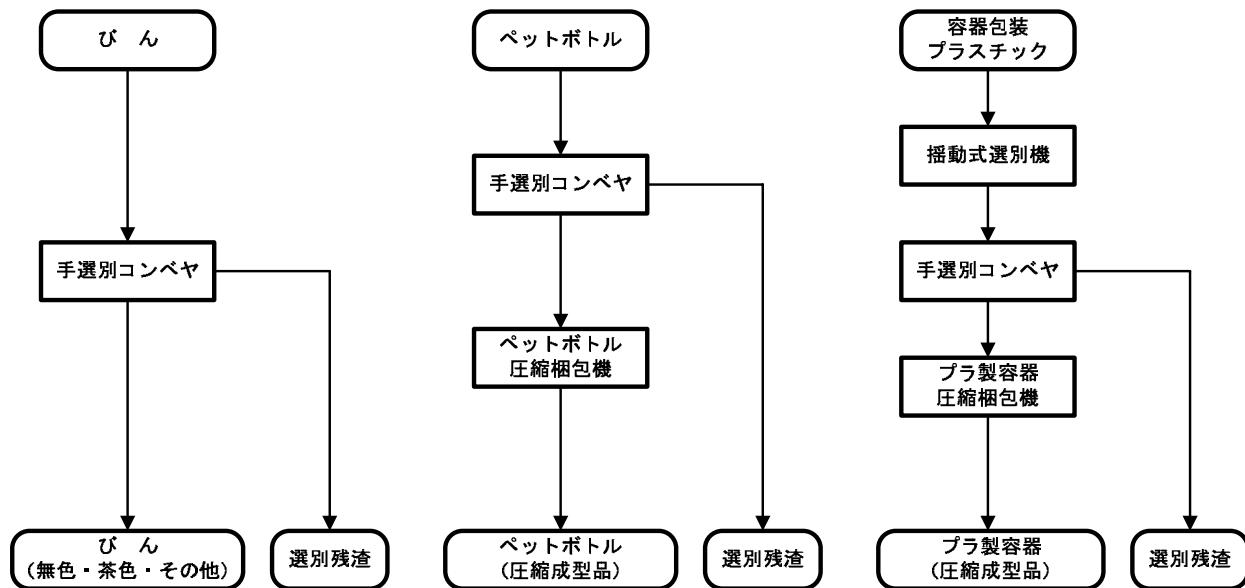


図 2.3-11 リサイクルセンターの処理フローの例

イ. 配置計画の概要

リサイクルセンターの用地面積は0.4haを予定している。設置する建物の詳細は未定であるが、上記フロー図に掲げた設備機器を効率的に配置する予定である。

なお、後述の環境学習推進施設を同一の建物に整備、もしくは連絡通路で連結する予定である。

6) 環境学習推進施設、公園緑地

ア. 環境学習推進施設

環境学習推進施設は、環境の保全に関する啓発や、市民の環境保全活動を支援するため、

- ①環境保全に関する情報提供及び相談
- ②環境学習のための情報提供等
- ③市内の教育機関、研究施設と連携をして、廃棄物リサイクルや環境に関する研究を推進する場の提供

などを行うための施設である。

環境学習推進施設は、環境全般を対象とした施設であるが、その中でも資源やエネルギー消費の増大を抑制するために3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推

進が重要である。この3Rの推進を行うための要となる施設がリサイクルセンター（環境学習推進施設併設）である。

環境学習推進施設をリサイクルセンターに併設することで、3Rのための施設内容を具体的に見ることができ、実体験を通じた意識の啓発を図ることとする。

施設の詳細については、今後検討を行う。



写真2.3-3 リサイクルセンター（白銀環境清掃センターの施設内）



写真2.3-4 環境学習推進施設（四日市市環境学習センターの施設内）

イ. 公園緑地

公園緑地は、現況の森林資源を活かしつつ受光伐や広葉樹の補植により多様な森を創出し、市民の環境学習や体験の場となる森のテーマパークとする。

公園内に配置する各施設の詳細については、今後検討する。



図 2.3-12 公園緑地の整備イメージ

(3) 道路及び交通計画の概要

1) 関係車両の種類及び台数

本施設の供用に伴い、運行されるごみ収集車両、資源化物、廃棄物等の搬出車両（以下、一括して「関係車両」という。）の台数は、表2.3-3に示すとおりである。1日平均、2~5.5t パッカー車59台/日（片道）、10t トラック又は15tセミトレーラー6台/日（片道）の走行を予定している。

なお、運行台数の低減化を図るため、可燃残渣搬出車両として搬入車両の復路を利用する等の検討を行う。

表 2.3-3 関係車両の種類及び走行台数（片道）

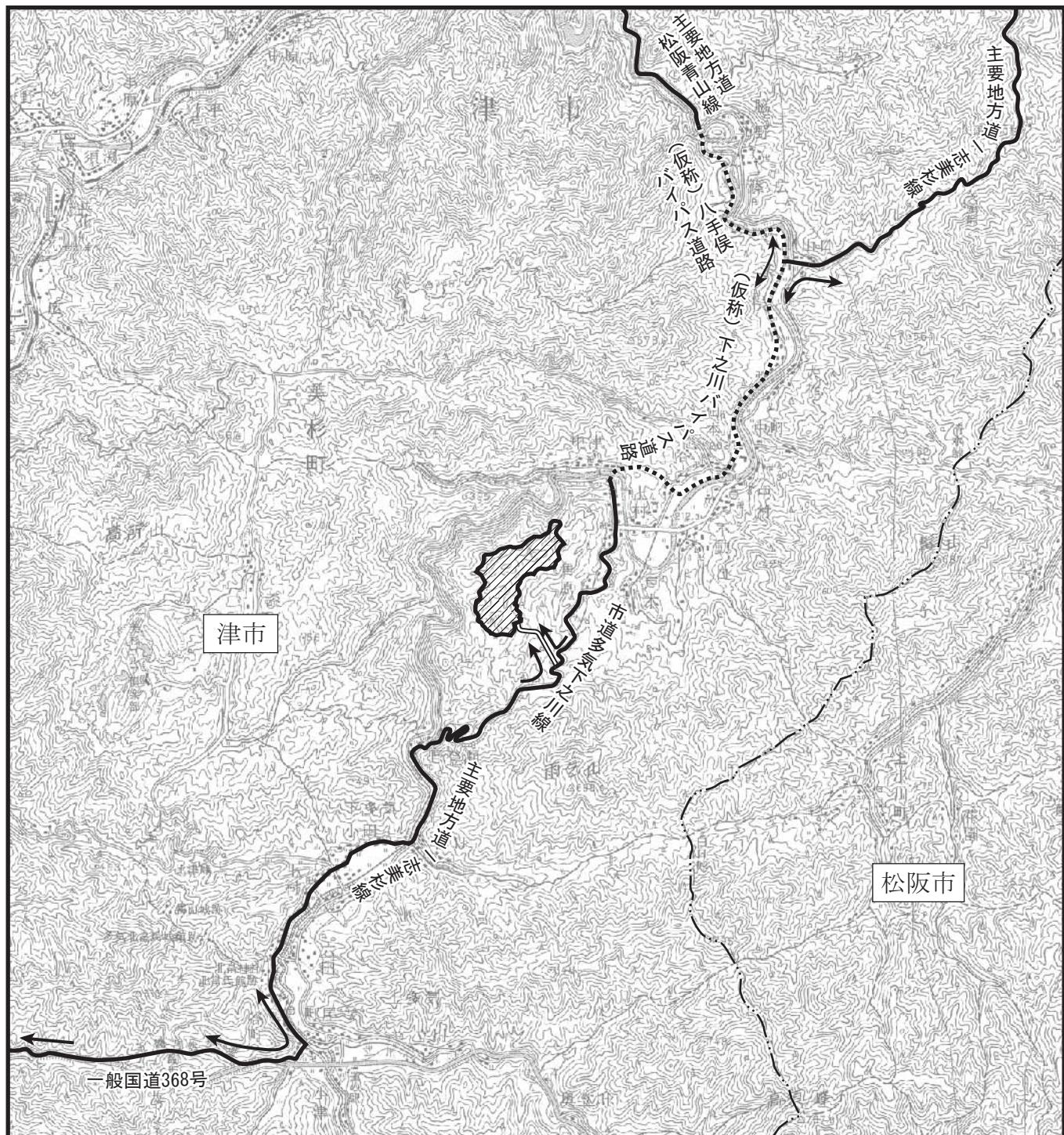
種類	積載物	台数（台/日）	使用車両
ごみ収集車両	燃やせないごみ、資源ごみ	2～5.5 t パック カー車：59	
資源化物搬出車両	プラごみの圧縮梱包物、金属等の資源化物	10t トラック、 15t セミトレーラー：6	
可燃残渣搬出車両	選別過程で排出される可燃残渣	ごみ収集車両による搬出を検討	※ごみ収集車両と同様

※ 事業系一般ごみや市民による家庭ごみの持ち込みによる車両台数は含めていない。

2) 走行ルート

本施設に出入りする関係車両の主要な走行ルートは、図2.3-13に示すとおりとする。

主要な走行ルートは、県道松阪青山線、県道一志美杉線、市道多気下之川線及び国道368号線である。このうち途中幅員が狭く、車両が行き交えない場所については、道路改良工事（拡幅、バイパス化）を進めるものとする。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : 関係車両の主要な走行ルート

図2.3-13 対象事業実施区域周辺の関係車両の
主要な走行ルート



1:50,000

0 1 2km

(4) 用水及び排水計画の概要

1) 給水計画

本施設で必要となる水については、地下水の揚水、雨水の貯留によりまかなうものとする。

2) 排水計画

ア. 排水系統

地下水、雨水（表流水）、浄化槽排水等の排水の流れの模式図は、図2.3-14に示すとおりである。

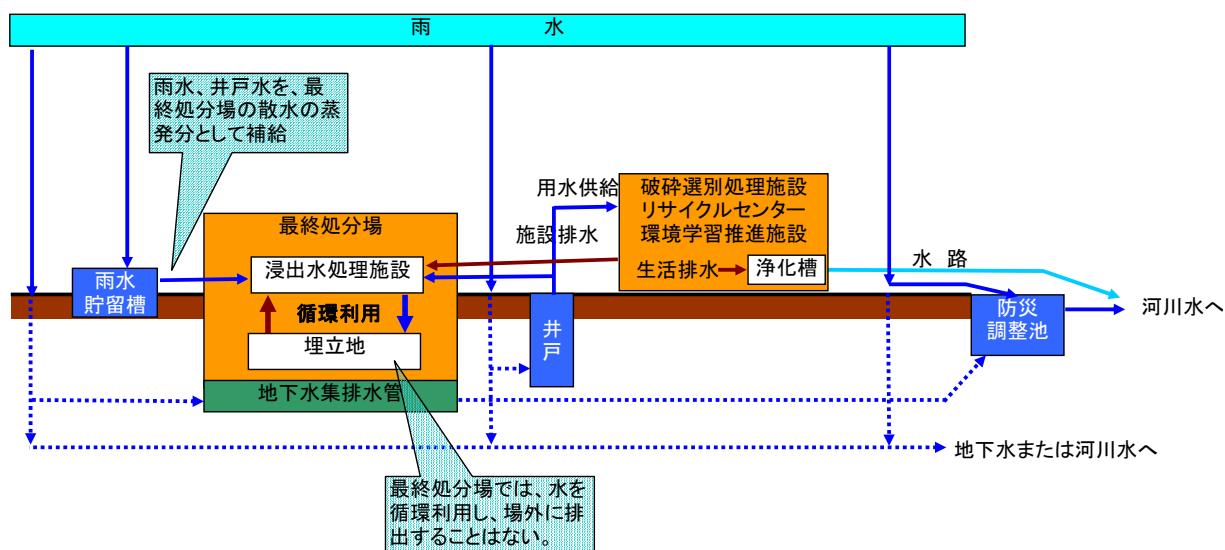


図 2.3-14 排水の流れの模式図

イ. 地下水

建設地は、花崗岩の風化層（真砂）が堆積しており、この風化層には降雨が浸透した地下水が豊富に含まれている。

最終処分場用地では、地下水がコンクリートピット及び遮水工に影響を与えるのを防ぐため、地下水集排水管を敷設し、地下水の積極的な排水を行う。地下水集排水管は下流の調整池に接続し、調整池からは汎水（表流水）として流下させる。

なお、地下水集排水管に取り込まれなかった地下水は、そのまま下流方向に流下する。

ウ. 雨水（表流水）

建設地の改変区域に降った雨水（表流水）は、建設地内に設けられた雨水側溝を伝って調整池に流下する。調整池からは汎水（表流水）として流下させる。

工. 施設排水

最終処分場内の浸出水、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターの床洗浄水等については、浸出水処理施設で処理後、最終処分場の散水として循環利用する。施設排水は完全クローズドとし、一切外部へ排水しない。

才. 生活排水

最終処分場、破碎選別処理施設、リサイクルセンター（管理棟含む）から発生する生活排水については、浄化槽で処理後、流下させ、調整池より下流で沢水（表流水）に合流させ、下流に流下させる。

(5) 工事計画の概要

1) 工事の概要

本施設の建設工事は、市道多気下之川線から建設地に乗り込むため工事用取付道路（最終的に進入路として利用）を設置する工事から開始し、道路が出来次第、建設機械を建設地内に移送し、濁水対策用の仮設調整池・沈砂池を築造してから造成工事に着手する。改変区域の造成（法面及び平坦地の造成）を終えた後、最終処分場、破碎選別処理施設、リサイクルセンター・環境学習推進施設等の建設工事に着手する。公園緑地については、別途、並行して整備を進める。

本施設の建設工事の主な工種及び使用する主な建設機械は、表2.3-4に示すとおりである。

表 2.3-4(1) 建設工事の主な工種及び使用する主な建設機械

工種	工事の内容	使用する主な建設機械
進入路 新設工事	道路予定地上の樹木を伐採、除根する。 土留め柵を設置した後、切盛土工を行う。 法面の造成工事を行う。 路盤材を敷設し、路面の舗装を行う。	バックホウ ブルドーザー ショベルカー クレーン ロードローラー 振動ローラー ¹⁾ アスファルトフィニッシャ
建設地内 造成工事	建設地内の樹木を伐採、除根する。 仮設調整池・沈砂池を築造する。 下流の土堰堤を築造する。 切盛土工を行い、平坦面を造成する。 法面の造成工事を行う。	バックホウ ブルドーザー ショベルカー クレーン ロードローラー 振動ローラー
最終処分場 建設工事	地下を掘削する。 地下水集排水管を敷設する。 コンクリートピットを築造する。 遮水工（漏洩検知システム含む）を敷設する。 被覆設備を設置する。 前処理施設、浸出水処理施設の建築工事を行う。 各種機械類の据付、配線工事を行う 外構工事を行う。	バックホウ ブルドーザー コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 クレーン ロードローラー 振動ローラー ¹⁾ アスファルトフィニッシャ

表 2.3-4(2) 建設工事の主な工種及び使用する主な建設機械

工種	工事の内容	使用する主な建設機械
破碎選別処理施設建築工事	基礎工事を行う。 躯体の建築工事を行う。 各種機械類の据付、配線工事を行う。 外構工事を行う。	バックホウ アースオーガ コンクリートポンプ車 コンクリートミキサー車 クレーン ロードローラー 振動ローラー アスファルトフィニッシャ
リサイクルセンター・環境学習推進施設建築工事	基礎工事を行う。 躯体の建築工事を行う。 各種機械類の据付、配線工事を行う。 外構工事を行う。	同上
公園緑地整備	一部の樹木の伐採を行う。 遊歩道の取付工事を行う。 植樹を行う。	バックホウ クレーン

2) 工事工程

本施設の工事工程は、表2.3-5に示すとおりであり、環境影響評価等の手続きの完了後、平成24年度から工事に着手し、平成27年度中に竣工を予定している。

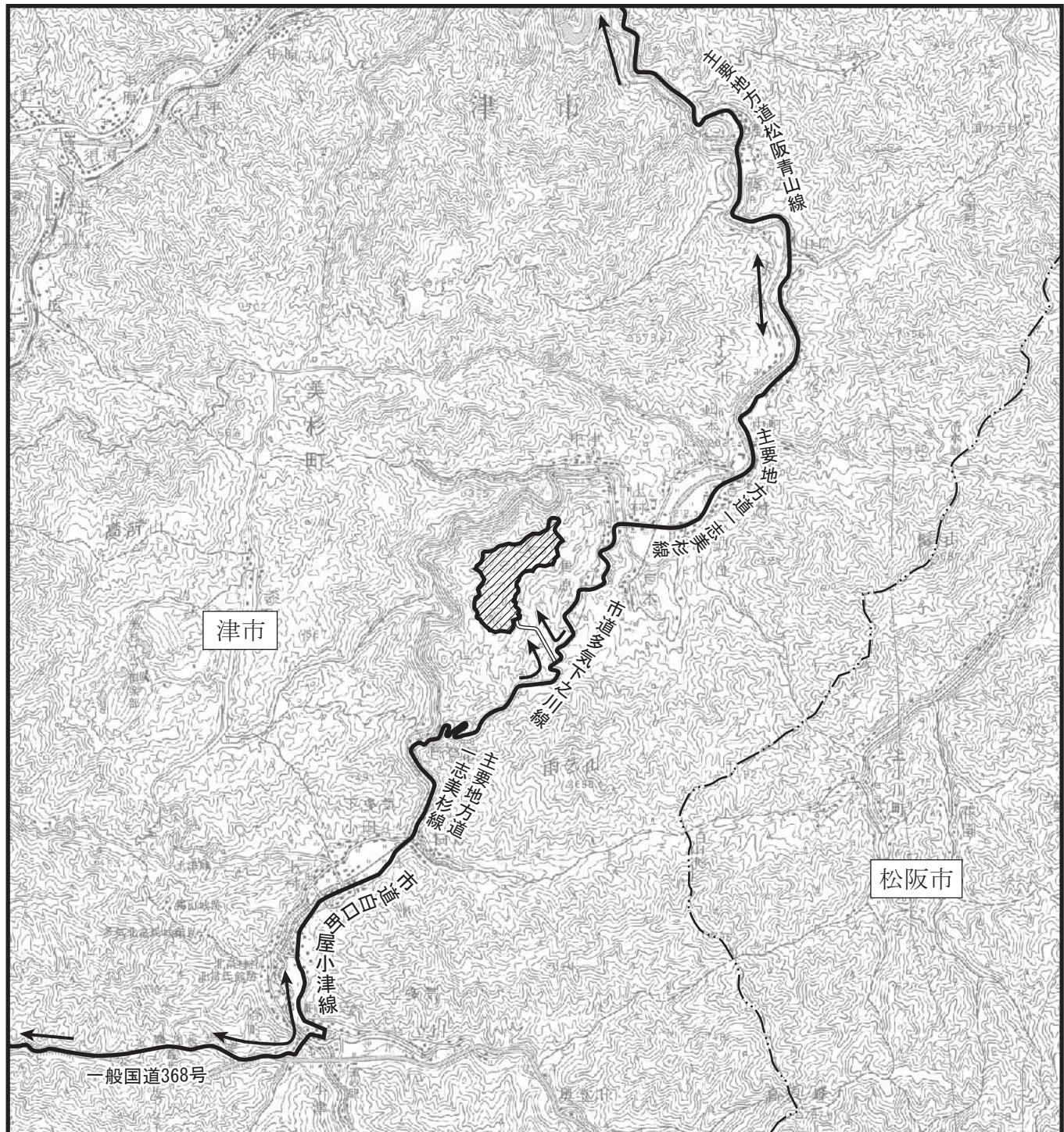
表 2.3-5 工事工程

工種	平成24年度 (工事1年目)	平成25年度 (工事2年目)	平成26年度 (工事3年目)	平成27年度 (工事4年目)
進入路新設工事	[REDACTED]			
建設地内造成工事		[REDACTED]		
最終処分場建設工事			[REDACTED]	
破碎選別処理施設建築工事				[REDACTED]
リサイクルセンター・環境学習推進施設建築工事				[REDACTED]
公園緑地整備				[REDACTED]

3) 工事用車両の走行

本施設の建設に伴い、資材運搬用のトラック、トレーラー、建設発生土の搬出・盛土材の搬入用のダンプトラック、コンクリートミキサー車等（以下、一括して「工事用車両」という。）が走行する。工事用車両の走行台数については、今後、施工計画を検討する中で設定する。

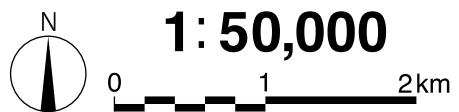
工事用車両の走行ルートは、図2.3-15に示すとおり、北ルート（県道松阪青山線～県道一志美杉線～市道多気下之川線～建設地）、南ルート（国道368号線～市道白口町屋小津線～県道一志美杉線～市道多気下之川線～建設地）の2ルートを用い、適宜、工事用車両台数の分散を図ることとする。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : 工事用車両の走行ルート

図2.3-15 対象事業実施区域周辺の工事用車両の走行ルート



(6) 環境保全計画の概要

1) 大気汚染防止対策

最終処分場においては、被覆施設の設置により、粉じんの飛散を防止する。

中間処理施設（破碎選別処理施設・リサイクルセンター）においては、粉じん対策としてサイクロン、バグフィルタ等の集じん装置や、防じんカバーを設置することにより粉じんの飛散を防止する。またごみ投入部、各種選別機等の粉じんが発生しやすい部分には局部的に散水できるものとする。

関係車両についてディーゼル車を使用する場合には、ばいじん対策等の十分な排ガス対策を講じた車両を使用する。また、関係車両の適正な維持管理に努め、運転時においても空負荷運転を避けるなど、排ガス発生量の低減を図る。

2) 水質汚濁防止対策

最終処分場においては、鉄筋コンクリート構造の貯留構造物十二重遮水シートによる遮水工設備により、地下水への浸出水流出を完全に防止するとともに、漏水検知設備を設け、地下水への浸出水流出を防止する。また浸出水処理設備の整備により浸出水の適正処理を行い、再利用を行う。処理水については定期的な測定を行うことにより、監視を行うものとする。

最終処分場内の浸出水、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターの床洗浄水等については、浸出水処理施設で処理後、最終処分場において散水用水として利用する。施設排水は完全クローズドとし、一切外部へ排水しない。

また、最終処分場、破碎選別処理施設、リサイクルセンター（管理棟含む）から発生する生活排水については、合併浄化槽で処理後、流下させ、調整池より下流で沢水（表流水）に合流させ、下流に流下させる。

なお、融雪剤の使用は極力行わず、緑化における施肥も極力抑えた計画とする。

3) 騒音防止対策

最終処分場及び中間処理施設（破碎選別処理施設・リサイクルセンター）の設備機器は、できるだけ低騒音型のものを使用する。また騒音発生源については防音カバー等を設置し、遮音性の高い材質・構造とした建屋内に収容する。特に著しい騒音を発生する機器を設置した部屋の壁には、吸音材を内張りするなど防音対策を施して、騒音の外部への伝達を防止する。

関係車両の適正な維持管理に努め、運転時においては空負荷運転を避けるなど、騒音の発生の抑制に努める。

4) 振動防止対策

最終処分場及び中間処理施設（破碎選別処理施設・リサイクルセンター）の設備機器は、できるだけ低振動型のものを使用する。また設備機器は全て建屋内に設置し、特に

著しい振動を発生する機器は独立基礎とし、緩衝支持装置を設ける等、振動の外部への伝搬を防止する。

関係車両の適正な維持管理に努め、振動の発生の抑制に努める。

5) 悪臭防止対策

最終処分場においては、埋立対象物の中に基本的には有機性のものが含まれることは少なく、悪臭が発生することはほとんどないと考えられるが、被覆施設の設置により、臭気の発生、飛散を防止する等、万全を期する。

中間処理施設（破碎選別処理施設・リサイクルセンター）においては、主な悪臭発生施設となる建屋は密閉化を原則とし、外部との開口部は必要最小限とする。また、受入ホッパなど必要と思われる箇所には脱臭装置を設ける。さらに悪臭の発生する箇所には防臭剤噴霧装置を設置する。またプラットホームなど汚れやすい箇所は定期的に清掃を行う等、悪臭発生を防止する。

6) 景観対策

建物の外観や植栽の計画において、周辺の景観を損うことがないよう、可能な限り周辺環境と調和したものとする。

7) 土壌汚染防止対策

最終処分場においては、鉄筋コンクリート構造の貯留構造物+二重遮水シートによる遮水工設備により、浸出水が漏出することのない構造とする。

8) 工事中の環境保全対策

工事中についても、大気質、水質、騒音、振動の項目について周辺地域への影響を最小限に抑えるために、下記のような環境保全対策を講じるものとする。

ア. 大気質

- ・重量物の運搬時には低速走行を履行し、排出ガスの発生を少なくするよう工事関係者に指導する。
- ・資材や機材の運搬車両の適正な維持管理について、工事関係者にその指導を徹底し、車両からの排ガス発生量の低減を図る。
- ・資材や機材の運搬車両についてディーゼル車を使用する場合には、ばいじん対策等の十分な排ガス対策を講じた車両を使用するよう指導する。
- ・工事用機材の過負荷運転や空負荷運転を避けるよう工事関係者にその指導を徹底する。
- ・工事車両による粉じんの発生を防ぐため、必要に応じて足洗い場を設けるとともに、道路に落下した土砂については清掃員により散水し排除する。
- ・造成地からの粉じんを防ぐため、強風時には土工作業を中止し、散水を行ってその

飛散防止に努める。

イ. 水 質

- ・建設地で発生した濁水は、直接場外へ流出させず、仮設沈砂池または調整池で土粒子を沈降させるものとする。
- ・造成工事によって生じた盛土部分は早期に締め固め等を行い、施工が完了した場所は早期に芝張り等を実施し、降雨時の濁水発生量を最小限にとどめる。
- ・工事施工中には、特に降雨時に巡回パトロールを実施し、沈砂池、調整池の維持浚渫を適宜実施する。
- ・濁水の流出状況を監視し、必要に応じて汚濁拡散防止膜（シルトフェンス）を展張する。

ウ. 騒 音

- ・重量物の運搬時には低速走行を履行し、騒音の発生を少なくするよう工事関係者に指導する。
- ・資材や機材の運搬車両の適正な維持管理について工事関係者にその指導を徹底し、車両からの騒音の発生の抑制に努める。
- ・不必要に過大な重機類の使用や重複稼働を控えるとともに、稼働中の空吹かし等を行わないよう工事関係者を指導し、発生騒音の低減に努め、さらに、工事用機材の稼働時間帯を考慮する。
- ・工事に用いる工事用機材は低騒音型の機材を採用する。
- ・必要に応じて防音壁を設置し、周辺民家への到達騒音レベルの低減を図る。

エ. 振 動

- ・重量物の運搬時には低速走行を履行し、振動の発生を少なくするよう工事関係者に指導する。
- ・資材や機材の運搬車両の適正な維持管理について工事関係者にその指導を徹底し、車両からの振動の発生の抑制に努める。
- ・不必要に過大な重機類の使用や重複稼働を控える等、工事関係者を指導し、発生振動の低減に努める。
- ・工事に用いる工事用機材は低振動型の機材を採用する。

(7) 防災計画の概要

1) 防災調整池

本事業を実施するに当たり、造成区域下流側に調整池容量約10,000m³の防災調整池を設置し、開発に伴う流量の増加を調整する。

2) 切土・盛土法面

施設を設置する平坦面の造成に当たり、切土もしくは盛土による法面を造成することとなるが、切土については1段あたり高さ5m以下とし、法面の勾配は45度以下の安定勾配とする。また、盛土法面については、1段辺りの高さを5m以下とし、法面の勾配を30度以下の安定勾配とする。

(8) 排出廃棄物処理計画の概要

破碎選別処理施設及びリサイクルセンターでの処理に伴って発生する鉄類、アルミ類、びん、ペットボトル（圧縮成型品）、容器包装プラスチック（圧縮成型品）については、適正なルートによって資源化を行う。

破碎選別処理施設及びリサイクルセンターでの処理に伴って発生する不燃残渣については、本施設内の最終処分場において、適切に埋立処分を行う。

最終処分場の浸出水処理施設から発生する汚泥については、場外へ移送し、適切に処理する。

(9) 管理・運営計画の概要

1) 廃棄物の受入

本施設における廃棄物の搬入は月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。

また、土曜日には、一部の地域において拠点回収する資源ごみの受入を行う。

2) 施設の稼働

破碎選別処理施設及びリサイクルセンターでの処理は、原則、月曜日から金曜日の午前9時から午後3時までの5時間稼働（昼間1時間休憩）とする。但し、年末年始等、ごみ量が一時的に増加する時期にあっては、稼働時間を延長する場合がある。

最終処分場での埋立処分は、原則、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までの6時間稼働（昼間1時間休憩）とする。

なお、汚泥等の搬出は、施設稼働時間内に行う。

2.3.5 対象事業に係る許認可等

対象事業に係る許認可及びその根拠法令等を表 2.3-6 に示す。

表 2.3-6 対象事業に係る許認可及び根拠法令等

許認可等	根拠法令等
建築物の建築等に関する 申 請 及 び 確 認	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
市町村の設置に係る 一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)
林地開発のための届出	森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号) 三重県林地開発許可等事務処理要領
工作物新築のための届出	三重県立自然公園条例 (昭和 33 年 3 月 31 日三重県条例第 2 号)